2025年１月24日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都新宿区市谷八幡町８番地
株式会社ティーケーピー
代表取締役　河野貴輝

Apaman Network株式会社（以下「分割会社」といいます。）と株式会社ティーケーピー（以下「承継会社」といいます。）とは、分割会社がfabbitのブランド名で営むレンタルオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス、会議室、イベントスペース、これら事業に関するフランチャイズ事業の各事業（専門家等の紹介、M&A支援、上場支援、資金調達支援、スタートアップや中小企業の経営支援、出資に関する支援、アクセラレーションプログラムおよびそれらに関する一切の事業は除きます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を、2024年12月26日付で締結いたしました。本件分割を行うに際して、分割会社が会社法第782条第１項および会社法施行規則第183条に基づき、また、承継会社が会社法第794条第１項および会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

１．吸収分割契約の内容
別紙１のとおりです。

２．分割対価の定めの相当性等に関する事項
本件分割に際しては、本件分割契約に従い、承継会社は分割会社に対して承継する権利義務に代わる対価を交付いたしません。対価を交付しないことにつきましては、第三者算定機関による算定結果、対象事業の状況及び将来見通し、承継する資産の時価評価額等を総合的に勘案し、分割会社及び当社間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

３．株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項
該当事項はありません。

４．新株予約権の定めの相当性に関する事項
該当事項はありません。

５．分割会社についての次に掲げる事項
（１）　最終事業年度に係る計算書類等の内容
Apaman Network株式会社の下記Webサイトをご覧ください。
https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/5/m505/index.html
（２）臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
（３）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

６．承継会社についての次に掲げる事項

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）からご覧いただけます。

（２）臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要 な影響を与える事象が生じたときは、その内容

① 承継会社は、2024年６月21日開催の取締役会において、2024年６月21日付で、株式会社ノバレーゼ（以下「ノバレーゼ」といいます。）との間で株式譲渡契約を締結することを決議し、当該株式譲渡契約に基づき、2024年６月24日付でノバレーゼの株式33%を3,135,000,000円で取得し、ノバレーゼを持分法適用関連会社といたしました。

② 承継会社は、2024年11月14日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるノバレーゼの普通株式を、金融商品取引法に基づく公開買付けにより追加取得することを決議し、ノバレーゼの株式27%を2,565,000,000円で取得し、ノバレーゼを2024年12月19日付で連結子会社といたしました。

７．分割会社の債務および承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本吸収分割において、分割会社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題ないものと判断しております。

８．吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

Apaman Network 株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ティーケーピー（以下「乙」という。）は、甲が fabbit のブランド名で営むレンタルオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス、会議室、イベントスペース、これら事業に関するフランチャイズ事業の各事業（以下「本件事業」という。念のため付言をすると、専門家等の紹介、M＆A支援、上場支援、資金調達支援、スタートアップや中小企業の経営支援、出資に関する支援、アクセラレーションプログラムおよびそれらに関する一切の事業は除かれる。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本件分割」という。）により、本件事業に関して有する本件権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第 5 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）
　商　号：Apaman Network 株式会社
　住　所：東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号
　　丸の内トラストタワーN 館 19 階

(2) 吸収分割承継会社（乙）
　商　号：株式会社ティーケーピー
　住　所：東京都新宿区市谷八幡町 8 番地

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本件分割により乙が甲から承継する資産、債務、賃貸借契約その他の権利義務（以下「本件権利義務」という。）は、別紙 A のとおりとし、別紙 A に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本件権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第 6 条で定義する。以下同じ。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本件分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第 4 条（分割対価の交付）

本件分割は無対価とする。

第 5 条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和 7 年 2 月 28 日とする。ただし、本件分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会（必要な場合）及び取締役会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第 8 条（本件分割の効力発生の条件）

本件分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

(1) 第 7 条に定める甲及び乙の株主総会（必要な場合）及び取締役会における本契約の承認が得られたこと。

(2) 効力発生日の前日までに本件分割の効力発生後に乙が本件事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。

第 9 条（競業避止義務）

甲の競業避止義務については、fabbit 事業承継契約書第 10 条の定めによる。

第 10 条（善管注意義務）

甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本件事業の遂行及び財産の管理するものとし、その具体的な内容については、fabbit 事業承継契約書第 8 条の定めによる。

第 11 条（費用・公租公課）

本件権利義務の承継により、権利又は義務の移転又は対抗要件具備のために必要な登記登録費用は、その総額を各自で 2 分の 1 ずつ負担し、当該登記登録費用以外の費用については、譲渡人及び譲受人が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第 12 条（本契約の変更、解除及び終了）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本件分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日（第 6 条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第 8 条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2024 年 12 月 26 日

（甲）
東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号
丸の内トラストタワーN 館 19 階
Apaman Network 株式会社
代表取締役　山﨑　戒

（乙）
東京都新宿区市谷八幡町 8 番地
株式会社ティーケーピー
代表取締役　河野　貴輝

別紙Ａ　承継権利義務明細書

甲は、2024 年 9 月 30 日現在の本件事業に関する貸借対照表（別紙Ａ－1 参照）その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産
   (1) 流動資産　なし

   (2) 固定資産
   ①　有形固定資産　本件事業に関する建物附属設備及び工具器具備品

   ②　無形固定資産　なし

   ③　投資その他の資産　本件事業に関する差入敷金及び保証金

2. 承継する負債
   (1) 流動負債　なし

   (2) 固定負債　本件事業に関する資産除去債務

3. 承継する賃貸借契約その他の権利義務等
   本件事業に関する賃貸借契約、業務委託契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した権利義務（以下に掲げる契約も含むがこれに限られない。なお、雇用契約は含まない。）

   ①　小倉拠点に関する Apaman Property 株式会社を賃貸人、甲（株式会社あるある City から承継）を賃借人とする 2018 年 1 月 26 日付賃貸借契約書
   ②　小倉拠点に関する甲を賃貸人、NUWORKS 株式会社を賃借人とする 2021 年 4 月 20 日付定期建物賃貸借契約書
   ③　上記に掲げるもののほか、上記各拠点のうち、甲が本件事業に関して各拠点の賃借人（転借人）及び利用者と締結している拠点（該当する拠点に限る。）の賃貸借契約（転貸借契約）、利用契約等の拠点の利用を認める契約

以上

別紙 A-1

2024 年 9 月期　fabbit　BS

勘定科目／拠点	Apaman Network
前払費用	1,312,764
流動資産計	1,312,764
建物付属	4,648,042
工具器具備品	73,831
有形固定資産計	4,721,873
無形固定資産計	
差入敷金及び保証金	6,049,440
投資その他の資産計	6,049,440
固定資産計	10,771,313
資産合計	12,084,077
買掛金	38,500
前受家賃	2,772,660
流動負債計	2,811,160
敷金預り金	15,123,600
固定負債計	15,123,600
純資産合計	-5,850,683
負債純資産合計	12,084,077